

令和3年6月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中越紀代子

平成30年(ワ)第15327号 差止請求事件

口頭弁論終結日 令和3年3月25日

判 決

5 東京都千代田区六番町15番地

原 告	特定非営利活動法人消費者機構日本
同 代 表 者 理 事	佐 々 木 幸 孝
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	宮 城 朗
同	中 川 素 充
10 同	高 木 篤 夫
同	花 垣 存 彦

東京都渋谷区南平台町13番15号

被 告	株式会社エーチーム・アカデミー
同 代 表 者 代 表 取 締 役	柿 崎 裕 治
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	村 田 雅 夫
15 同	木 村 佳 生

主 文

- 1 被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、次の内容の意思表示を行ってはならない。
20 (1) 退学の際、既に納入している入学時諸費用を、13万円を超えて返金しないとの意思表示
(2) 除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を、13万円を超えて返金しないとの意思表示
- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄せよ。
25
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないこと

及び前項記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。

4 原告のその余の請求を棄却する。

5 訴訟費用は、これを3分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

理 由

第1 請求

1 被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、次の内容の意思表示を行ってはならない。

(1) 退学の際、既に納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

(2) 除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄せよ。

3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。

第2 事案の概要

1 本件は、適格消費者団体である原告が、芸能人養成スクールを経営する被告に対し、被告の定めた学則中の「退学又は除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用については返還しない」旨の条項が、消費者契約法9条1号所定の平均的な損害を超える損害賠償額の予定又は違約金の定めに該当し、被告において、不特定かつ多数の消費者である受講者との間で、当該条項を含む受講契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるなどと主張して、同法12条3項に基づき、①当該条項を内容とする意思表示の差止めを求めるとともに、②当該条項が記載された契約書、学則等の廃棄措置、③従業員に対する①・②に関する周知徹底措置をとることを求める事案である。

2 前提事実（顕著な事実，後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は，消費者契約法13条3項に基づき，適格消費者団体の認定を受けた特定非営利活動法人である（甲1，26）。

イ 被告は，各種興行及び芸能人の出演斡旋，催物の企画，芸能タレント養成所の経営等を目的とする株式会社である。被告は，「エーチーム・アカデミー」という名称の芸能人養成スクール（以下「本件スクール」という。）を運営しており，全国（川崎市（本校）のほか，渋谷，大阪，福岡，札幌）に5校を設置している。被告の株主は被告代表者のみである（乙48の4，53）。

ウ 被告は，エーチーム・グループという名称の芸能プロダクション関係のグループ会社に属しており，同グループは，株式会社エー・ライツ（以下「エー・ライツ」という。），株式会社エー・プラス，株式会社エー・チーム及び被告で構成されている。被告以外のエーチーム・グループの各社は，いわゆる芸能プロダクションであり，エー・ライツには主に新人タレントが，株式会社エー・プラスには主にマルチタレント・アーティストが，株式会社エー・チームには主に俳優，女優及び文化人が所属している。被告を除く3社間では，役員の兼任関係があるが，被告の役員と他の3社間では役員の兼任関係はない（乙1，47，48の1～4，53）。

(2) 本件スクールの概要

ア 本件スクールは，「エーチームアカデミー学則 平成30年12月改訂」（以下「本件学則」という。）を定め，以下のとおり，設置目的，就学期間，講習課程，修了，入学及び退学についての手続等を定めている（乙46）。

（ア）本件スクールは，俳優，歌手，声優など芸能活動に従事する者及び従

事することを目指している者を対象に、その理論や実技を指導し、芸能活動に必要とされる人材を育成することを目的とする（本件学則2条）。

5 (イ) 本件スクールには、普通科（俳優コース、歌手コース、声優コース、マルチタレントコース、ユーチューバーコース）及びスペシャルステージコースが設置されている。普通科の就学期間は、いずれも1年間である（本件学則4条、6条、7条）。

(ウ) 本件スクールの入学のためには、12歳以上の男女であること及び本件スクールが認定したプロダクションの推薦を受けることが必要である（本件学則14条1項）。

10 (エ) 受講生は、本件スクールへの入学に当たり、本件スクール指定の入学手続書類を本件スクールに提出して被告との間での受講契約（以下「本件受講契約」という。）を締結し、指定日までに、入学時諸費用として38万円（消費税を含まない。以下、金額については特別に明示しない限り消費税を含まないものとする。）及び1か月分の月謝として3万円を払う。本件スクールは、入学手続書類の提出並びに入学時諸費用及び1か月分の月謝の支払をもって、入学資格者の入学を許可し、これらの支払がない場合には、入学資格を取り消す場合がある（本件学則15条1項～3項、21条1項及び2項、22条1項）。

15
イ 本件スクールは、普通科の俳優コース、歌手コース、声優コース、マルチタレントコース及びユーチューバーコースにつき、コースに応じたレッスンカリキュラムを整え、俳優・女優、歌手、声優、ダンサー、脚本家、演出家等の芸能活動を行う多数の者を講師としている（乙54）。

(3) 入学時諸費用の返金に関する本件学則の定め

25 本件学則には、オリエンテーション実施日以降に退学又は除籍処分となった者に対しては入学時諸費用を返還しない旨の定め（同学則17条3項、18条2項、21条3項。以下、これらの定めを併せて「本件不返還条項」と

いう。)がある。

(4) 本訴提起に至る経緯

ア 原告は、被告に対し、平成29年9月4日頃、本件不返還条項は消費者契約法9条1号に違反して無効であるとして、本件不返還条項の削除等の申入れをする旨の文書(甲3)を送付した。

これに対し、被告は、原告に対し、平成29年10月19日頃、一部分の改訂の検討をする旨の回答書(甲4)を送付した。

イ 原告は、被告に対し、平成29年11月17日頃、上記アと同内容の申入れをする旨の再申入書(甲5)を送付し、同年12月26日及び平成30年2月9日頃、再申入書に対する回答を求める旨の文書(甲6, 7)を送付した。

ウ 原告は、被告に対し、平成30年4月25日、本件不返還条項の使用の差止め等を求め、本訴と同様の請求の趣旨及び紛争の要点等を記載した書面(甲8の1)を送付し、同書面は、同月27日、被告に到達した(甲8の2)。

エ 原告は、被告を相手に、平成30年5月16日、本訴を提起した(顕著な事実)。

3 争点

(1) 被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か(争点(1))

(2) 本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か(争点(2))

(3) 本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分の有無(争点(3))

(4) 原告の被告に対する差止請求権の行使が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に該当するか否か(争点(4))

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か) について

(原告の主張)

5 ア 消費者契約法2条1項は、個人は原則として同法上の消費者であるとしつつ、「事業として又は事業のために契約の当事者になる場合」、すなわち事業者として契約の当事者となる場合には、消費者に該当しないと規定している(同項)。ここで、当該個人の事業者該当性については、一定の目的をもって反復継続的にされる行為の内容や、当該契約に関して情報の
10 質、量及び交渉力について相手方当事者との格差の有無、程度を総合判断して、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度のものか否かで判断すべきである。

イ 本件スクールに入学する受講生は、エー・ライツが実施するオーディションに合格した素人であって、その者が有する情報は、芸能プロダクションのグループに属し、芸能人養成スクールの運営主体である被告が有する
15 情報に比して、質量ともに圧倒的に劣っている。交渉力に関しても、エー・ライツにおいて俳優等としてデビューさせてもらいたいと考えている受講生としては、同社のグループ会社である被告の言うままに本件受講契約の締結に応じざるを得ないこととなり、交渉力には大きな格差が存する。

20 また、従業員が雇用主から業務遂行のために資格を取ることを要求された場合には、当該資格取得のために締結する契約は、労働のための契約として、当該従業員は消費者であると扱われることとなるところ、受講生は、エー・ライツとの間で締結するマネジメント契約上、エー・ライツの指示に従う必要があり、受講生の芸能活動から生じる権利や対価が原則として
25 全てエー・ライツに帰属するものとされている。このような契約内容に照らせば、上記マネジメント契約は、労働契約であるということになる。そ

して、受講生は、エー・ライツから要請されて本件受講契約を締結し、本件スクールに入学するのであるから、本件受講契約は労働のための契約である。

さらに、将来ある資格をもって独立開業する意図をもって契約を締結した場合であっても、いまだ事業を行っていない段階では、「事業のため」に契約したこととはならないと解すべきところ、被告との間で本件受講契約を締結する大半の受講生は、本件スクールに在籍中は、単にオーディションを受けたり、エキストラをしたりするなどの活動しか行えず、事業と評価されるほどの芸能活動を行っていない。

ウ これらの点を考慮すれば、本件受講契約を締結する受講者は、事業として又は事業のために本件受講契約を締結するのではなく、消費者契約法2条1項の消費者に該当するというべきである。

そして、被告は、本件スクールにおいて年間1500人から2000人程度の新規入学者を受け入れているのであるから、不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがある。

(被告の主張)

ア 事業の準備から開業ないし遂行に至る段階は、①資格勉強のための勉強等、②開業に向けた具体的準備、③開業、④事業の1回目の遂行、⑤事業の反復継続的遂行という各段階に区分できるところ、少なくとも開業に向けた具体的準備(上記②)がされた以降の段階で締結された契約については、消費者契約法2条1項の「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」に該当すると解される。

イ 本件スクールは、入学資格について、本件スクールが認定したプロダクションの推薦を受けた者と限定しており、実際に、被告との間で本件受講契約を締結する受講生は、エー・ライツ又は他のプロダクションとマネジ

メント契約を締結し、芸能活動を開始している者である。したがって、受講生は既に開業している（上記アの③の段階）。

また、仮に開業しているといえなくとも、受講生に配布されるスクールガイドには、本件スクールにおけるレッスン内容のほか、他の受講生らの出演実績が掲載されており、受講生は、これらの資料をもとに明確な目標を意識し設定した上で自身の芸能活動に関するコースを自ら選択して本件受講契約を締結するのであるから、芸能活動に向けられた具体的な準備行為のために本件受講契約を締結するといえる（上記アの②の段階）。

このように、受講生は、芸能活動という事業を開業し、又は少なくとも開業に向けた具体的準備行為を行っているから、消費者契約法2条1項の「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」に該当し、同条2項の事業者となるため、同条1項の消費者に該当しない。したがって、被告が、不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれはない。

ウ 原告が主張する情報力、交渉力の格差は、消費者該当性の判断に当たって独立に検討されるべき要素ではない。エー・ライツと受講生との間で締結されるマネジメント契約については、マネジメントの委託を内容とする契約であって、受講生は自身が行う仕事を選択でき、自己の危険と計算において独立して芸能活動を行っていること等に照らせば、労働契約の性質を有するものではない。また、入学時点で事業と評価される程度の芸能活動を行っている受講生は現に存在し、仮にそうでなくとも、開業に向けた具体的準備ないし開業がされた時点で事業者性が肯定できることは上記イのとおりである。そのため、これらの点に関する原告の主張は、いずれも受講生の事業者性を否定するものとならない。

(2) 争点(2) (本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か) について

(原告の主張)

ア 入学時諸費用は、本件受講契約の解除に当たって返還されるべき性質の金員であり、これを返還しないとする本件不返還条項は、消費者契約法9条1号所定の消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たる。入学時諸費用には、返還不要とされる権利金たる性質は認められない。

イ 大学の在学契約において納入される入学金については、いわゆる入学し得る地位の対価として、返還不要であるとしても、本件スクールにおける入学時諸費用とは、入学時期、入学者数の制限、在籍期間等の違いから、性質が異なるものであり、同列に論じることができない。

むしろ、本件スクールへの入学時期に限定はなく、年間を通じて行われるオーディションによって随時入学が予定されていることからすると、実質的な違約金強制ともいえる高額の一時金を納入させる必要性は乏しい。また、大学受験と異なり、受講生らは、複数の芸能学校を受験しているわけではないので、受講生らにとって高額の入學時諸費用を支払ってまで被告に入学し得る地位を保全する必要性はない。このように、被告及び受講生の双方にとって、入学し得る地位の保全を行う必要性に乏しいのであって、入学時諸費用に、同地位を保全するための権利金としての性格はないというべきである。

(被告の主張)

ア 受講生は、エー・ライツが実施するオーディションに合格して初めて、同社に所属することが可能となり、その上で、同社からの推薦を受けて初めて被告に入学することができる。受講生は、入学時諸費用を支払えば、被告に入学するためのオーディションを再び受けたり、エー・ライツからの推薦を再度取り付ける必要がなくなる。受講生は、推薦が撤回される前に、被告に対して入学時諸費用を納入することにより、入学する地位を保

全することができる。また、入学時諸費用を納入した受講生に対して、被告は正当な理由がない限り受講契約を解除等することができない。このように、受講生は、入学時諸費用の支払によって受講契約ないしその予約を成立させることにより、被告から一方的に契約ないし予約を解除されることのない地位、すなわち被告に入学し得る地位を取得することができる。すなわち、入学時諸費用は、主として被告に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員（権利金的性質を有する金員）である（その他、入学に伴って必要な被告側の手続や準備のための諸経費に要する費用としての性質も併せ有する。）。

そして、入学し得る地位の性質を有する入学時諸費用は、その納入によって目的を達するから、これを返還しない旨の本件不返還条項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項に該当しない。

イ 一般に、予備校、塾、習い事やスポーツクラブといった継続的な人的関係（団体）に参加する場合には、定期的な費用（月謝）以外に、参加時に一定の金員を添えて申し込むことが行われているから、このような入学時諸費用の権利金的性質は、大学の入学試験のように掛け持ち受験が行われているような場合に限定して認められるようなものではない。また、商品役務の対価をどのように設定するかは、事業者の競争手段として中核を占める要素であるため、市場における消費者の自由な選択に委ねるべきものであり、そもそもその相当額を客観的に決めることは不可能であるため、消費者契約法の適用範囲ではないというべきである。なお、他の事例における入学金と学費の割合に照らしても、被告が定めた本件スクールの入学時諸費用の額は、学費との比較において著しく高いとはいえず、適正である。

(3) 争点(3) (本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害

の額を超える部分の有無) について

(原告の主張)

ア 本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害は、入学の事務に関する費用（以下「入学事務費用」という。）に限られるというべきであり、その額は1万円を超えるものではない。

被告が主張する各損害は、次のとおり、いずれも平均的な損害に当たらない。

(ア) エー・ライツに対する手数料について

被告がエー・ライツに対して受講生1人当たり支払っている33万9000円については、受講生の紹介に対する対価であって、入学事務費用ではない。また、これは宣伝広告費の一部に該当するものであるところ、このような宣伝広告費はタレントの人材を必要としているエー・ライツが負担すべき費用であって、被告がこれを負担する理由はない。受講生は、オーディションが無料であると聞いてオーディションを受けているにもかかわらず、知らぬ間に不合格となった者のオーディション費用まで入学時諸費用の一部として支払わされることになっており、これは明らかに不合理である。

(イ) 業務委託費用について

被告の株式会社カートエンターテイメントに対する業務委託費用については、芸能学校の運営にかかる実務と所属タレントの派遣及び講師の斡旋に対する対価であって、入学事務費用ではないから、平均的な損害に含まれない。被告の劇団トワイライトムーン株式会社に対する業務委託費用については、委託業務である入学対応の指導及び獲得生徒数の増加は、被告の売上増加のためのものにすぎないから、入学事務費用とはいえず、平均的な損害に当たらない。

(ウ) 入学対応のための人件費について

人件費は、事業の運営に係る一般的な費用であって、個々の受講契約との間に関連性が認められないから、入学事務費用ではなく、平均的な損害に当たらない。

(エ) 宣材写真撮影委託費用について

5 被告がカメラマンに委託する宣材写真の撮影は、受講生がエー・ライツのタレントとして活動するために必要なものであり、本件スクールにおいて必要となるものではない。したがって、入学事務費用ではなく、平均的な損害に当たらない。

(オ) 教材費について

10 教材費として被告が掲げるパンフレット、入学申込書、レッスンガイド、テキスト、IDカードの中には、入学事務費用ではないものが含まれている可能性がある。

(カ) 入学対応のための賃料について

15 賃料は、事業の運営に関する一般的な費用であって、個々の受講契約との間の関連性が認められず、入学事務費用ではないから、平均的な損害に当たらない。

(キ) 光熱費について

20 光熱費は、事業の運営に関する一般的な費用であって、個々の受講契約との間の関連性が認められず、入学事務費用ではないから、平均的な損害に当たらない。

(ク) ローン会社に対する保証金について

ローン会社に対する保証金は、被告の事業のために必要なものであって、入学事務費用ではない。また、入学者全員がローンを利用しているわけではない。したがって、平均的な損害に含まれない。

25 イ。また、被告は、履行利益が平均的な損害に含まれると主張するが、同時に、入学時諸費用について、主として権利金的性格の要素で構成されると

主張しており、自己矛盾の主張となっている。また、履行利益というからには、被告における履行利益と対価関係にある受講者の利益は何なのかという点が問題になるが、入学するだけでは受講者は、知識、技能、ノウハウの教授を受けること、更に経験と実績を積むための仕事の機会を与えてもらうことはできていないから、対価関係が認められない。すなわち、入学の段階では、受講者は何も履行を受けていないから、このような段階で履行利益が発生する余地はない。

(被告の主張)

ア 本件受講契約の解除に伴い被告に生すべき損害は、少なくとも次の合計額40万4009円を下らないから、入学時諸費用の額に平均的な損害を超える部分はない。

(ア) エー・ライツに対する手数料 31万8888円

被告は、エー・ライツの紹介によって受講者が本件スクールに入学した場合、同社に対し、受講生1人につき33万9000円(消費税を含めない金額は31万8888円)を支払っている。エー・ライツは、多額の宣伝広告費を投じてオーディションを実施し、将来有望な人材について費用をかけて選抜している一方で、被告は、これらの宣伝広告費を負担することなく、エー・ライツからの紹介により、将来有望な人材を受講生として獲得することができるという関係にあるため、被告は、エー・ライツに対して手数料を支払う必要がある。

(イ) 業務委託費費用 5万円

被告は、株式会社カートエンターテイメントに対し、講師の派遣等を委託しており、その対価として、本件スクールに入学した受講生1人につき3万円を同社に対して支払っている。また、被告は、劇団トワイライトムーン株式会社に対し、入学対応の教育指導を委託しており、その対価として、本件スクールに入学した受講生1人につき2万円を支払っ

ている。

(ウ) 入学対応のための人件費 2万1809円

被告においては、年間2000人近い受講生が本件スクールに入学するために、その対応に当たり、多額の費用を投じており、受講生が退学した場合、入学対応のための人件費が損害となる。

まず、本件スクール本校においては、新人開発室という部門があり、そこに所属している従業員が入学対応を行っている。新人開発室の職員は5名であり、これに対して被告が支出した人件費は2284万3489円である。

次に、本件スクールの大阪校、福岡校、札幌校は、本件スクール本校における新人開発室に対応する部門はなく、各校の従業員が入学対応とそれ以外の業務を共に行っている。そのため、上記3校における人件費のうち、入学対応に向けられた人件費とそれ以外の人件費を、売上高基準に基づいて経費の配賦計算をする。被告においては、直近決算期における売上高のうち、およそ半額が入学時諸費用の収入であるから、入学対応に要する人件費についても、売上高基準に基づき、総人件費の半額相当は、入学対応の経費に配賦することとなる。そして、上記3校の人件費は年間4081万1298円であるから、そのうちの半額である2040万5649円が、被告の入学対応に向けられた人件費となる。

本件スクール本校の新人開発室の人件費2284万3489円に、上記3校の入学対応に向けられた人件費2040万5649円を合計すると、4324万9138円となる。直近決算期における被告の入学者数は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応に要する人件費は、2万1809円となる。

(エ) 宣材写真撮影委託費用 2516円

被告は、受講生の入学対応として、カメラマンに宣材写真の撮影を委

託しており、受講生が退学した場合、当該業務委託費用が損害となる。直近決算期において、被告がカメラマンに対して支払った報酬等の合計は499万0902円であり、被告の入学者数は1983人である。したがって、受講生1人当たりの宣材写真撮影委託費用は、約2516円である。

(オ) 教材費 595円

被告は、受講生1人が入学するにあたり、パンフレット、入学申込書、レッスンガイド、テキスト、IDカード等の教材を支給しており、その費用は、1人当たり595円である。当該費用は、受講生が退学した場合に損害となる。

(カ) 入学対応のための賃料 1万1077円

被告は、受講生の入学対応のために建物を賃貸しており、受講生が退学した場合には、当該費用が損害となる。

本件スクールのうち、本校、大阪校、福岡校、札幌校における家賃は、年額合計4393万2828円であり、上記(ウ)のとおり売上高基準に基づき経費を配賦すると、入学対応が寄与する割合は50%であるから、2196万6414円が、入学対応のための賃料であるといえる。そして、直近決算期における入学者は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応のために要する家賃負担は、約1万1077円である。

(キ) 光熱費 1617円

被告は、受講生の入学対応として、建物を賃貸し、上記賃料のほか、光熱費も支払っており、受講生が退学した場合には、当該費用が損害となる。

本件スクールのうち、本校、大阪校、福岡校、札幌校における光熱費は、年額合計641万3600円であり、上記のとおり売上高基準に基づき経費を配賦すると、入学対応が寄与する割合は50%であるから、

320万6800円が、入学対応のための光熱費であるといえる。そして、直近決算期における入学者は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応のために要する光熱費は、1617円である。

(ク) ローン会社への保証金 2507円

被告は、本件受講契約の締結に伴い、入学金ローンを利用する者については、株式会社セディナに対し、ローン金額の3%を保証金として支払っており、受講生が退学した場合、当該保証金負担額が損害となる。

直近決算期において、被告が支払ったセディナ保証金の合計額は497万1450円であり、入学者は1983人であったから、受講生1人につき2507円の費用が発生している。

イ 消費者契約法9条1号の「平均的な損害」には、履行利益も含まれると解されるところ、本件では、受講生から得られたであろう授業料（月謝）が履行利益として「平均的な損害」に当たる。

ウ したがって、本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき損害は、入学時諸費用の額を超えるから、本件不返還条項が定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分は存在しない。

(4) 争点(4) (原告の被告に対する差止請求権の行使が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に該当するか否か) について

(被告の主張)

原告は、従前の差止請求権行使の事例において、入学金不返還条項の有効性を明示的に認めて和解していたにもかかわらず、被告に対しては、入学金不返還条項の効力を否定して差止請求訴訟を提起しており、先行行為と矛盾している。また、他の適格消費者団体において、入学金不返還条項が有効であることを前提に和解している事例は多数存在するところ、原告が被告に対してのみ入学金不返還条項の効力を否定して差止請求権を恣意的又は不合理に行使することは、権利行使の適切性を欠く。適格消費者団体は、消費者契

約法により差止請求権を特別に付与されたものであるから、その行使に当たっては、同法の趣旨目的に照らし、差止請求権の相手方である事業者を平等に取り扱わなければならないことは当然である。

しかも、原告は、被告に対する差止請求権を行使するに当たり、被告に対してあらかじめ消費者契約法41条1項の書面による差止請求をせず（原告作成の書面〔甲8の1〕は、同項の書面に該当しない。）、P I O-N E T 情報（甲10）を目的外使用しており、また、本件不返還条項が消費者契約法9条1項に違反して無効であるか否かを判断するには、個別事情の考慮が不可欠であり、定型的な判断はできない。

したがって、原告の被告に対する差止請求権の行使は、信義誠実の原則違反又は権利の濫用に当たる。

（原告の主張）

原告及び他の適格消費者団体は、各学校の性質や入学金の持つ意味を検討した上で、申入れ内容を個別に判断しているものであって、入学金等の名目であれば一律に差止請求権を行使しないという取扱いをしているわけではない。また、本件スクールの入学時諸費用は、他の各種学校等の入学金と比較しても、それ自体の金額が大きく、年間の授業料に対する割合も大きいうえに、これに関連する消費者相談の事例も多数寄せられていた。そのため、原告が本件不返還条項の使用差止を求めて本訴を提起したことは合理的である。

原告は、各学校の性質や入学金の持つ意味を検討した上で、申入れ内容を個別に判断しているものであり（この点は他の適格消費者団体においても同様である。）、被告に対しては、あらかじめ書面（甲8の1）により差止請求を行っており、P I O-N E T 情報（甲10）の目的外使用はしていない。また、本件不返還条項が個別事情を考慮するまでもなく消費者契約法9条1項に違反して無効であることは、前記(3)（原告の主張）のとおりである。

したがって、原告の被告に対する差止請求権の行使は、何ら信義誠実の原



則違反又は権利の濫用には該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の証拠（書証は、特に断らない限り、枝番号のものを含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実（以下「認定事実」という。）が認められる。

(1) 本件スクール入学者の概要

ア エー・ライツは、年間を通して、4歳から25歳までの男女でエーチーム・グループに所属して芸能活動を行うことを希望する者を対象に、オーディションを開催している。オーディションは、書類審査である一次審査、自己PRと課題実技を内容とする二次審査及び最終面接の三次審査で構成される。オーディションに最終合格した者の多くは、エー・ライツとの間でマネジメント契約を締結し、同時に、本件スクールに入学することが求められる。オーディションに合格して本件スクールに入学する受講生の大半は、ごくわずかな芸能活動の経験しか有しない者又は全く芸能活動の経験を有しない者である（乙19～21, 53, 証人森川義信（以下「森川」という。））。

イ オーディションへの応募を募るウェブページには、対象者や応募方法に関する情報のほか、エーチーム・グループでは育成環境が整っているので未経験者へのバックアップ体制は万全である旨、マネジメントを進めるにあたり、更にスキルアップや技術向上が必要だと事務所で判断した場合はレッスンを勧めることもある旨及びオーディション参加費用は一切かからない旨の各記載がある。他方で、本件スクールの入学にかかる費用（入学時諸費用及び月謝等）に関する記載はない（甲19～21）。

ウ 本件スクールの入学者数の定員はなく、年間の入学者数は、約1500人ないし2000人であり、直近決算期における入学者数は1983人で

あった。1年間の就学期間を修了する受講生は、全入学者の半数程度である。また、本件スクールでは、受講生が後記(2)のマネジメント契約に基づいて行う俳優等の活動の具体的状況を把握するための体制がとられていないが、本件スクール在学中又は卒業後に、自身の名を示して俳優等の活動に従事できる者は、一部の受講生に限られている(乙43, 証人森川)。

エ 被告は、エー・ライツに対し、エー・ライツとの間の合意に基づき、エー・ライツから紹介された者が本件スクールに入学した場合には、1人当たり31万3888円(税別)を支払っている(乙43, 証人森川)。

(2) オーディション合格者とエー・ライツとの間のマネジメント契約についてエー・ライツが実施するオーディションに合格した者(以下、本項において「所属タレント」という。)は、エー・ライツとの間で、概要次のようなマネジメント契約(以下「本件マネジメント契約」といい、同契約の契約書を「本件マネジメント契約書」という。甲9)を締結している。

ア タレントは、エー・ライツに対し、独占的に、国又は地域を問わず、タレントの全ての芸能活動について、エー・ライツの判断に従ってこれを自由に利用し、又は第三者にこれを利用させることを承諾する(本件マネジメント契約書2条1項)。タレントは、エー・ライツに対し、その目的のために必要な第三者と交渉又は協議し、若しくは契約を締結する権限を与える(同条2項)。タレントは、芸能活動については、エー・ライツの提示したものだけを行う(同条3項)。

イ 所属タレントは、本件マネジメント契約の有効期間中、芸能活動に関しては、第三者との間でその名目を問わず契約を締結してはならず、契約締結のための交渉もしてはならない(本件マネジメント契約書3条)。

ウ エー・ライツは、所属タレントを、双方の長期的な利益の増進にかなう芸能活動に従事させることに最善を尽くさなければならず、所属タレントは、エー・ライツに対し、芸能活動については、エー・ライツが要請する

事柄をエー・ライツの指示のもとに誠実に遂行することを約する（本件マネジメント契約書4条1項，2項）。

エ 本件マネジメント契約の有効期間中に所属タレントの芸能活動から生じる著作権法上の全ての権利並びに芸能活動によって制作された商品，製品等に関する著作権，商標権，意匠権，パブリシティー権及び所有権は，国又は地域を問わず，当該権利の存続期間中，エー・ライツに独占的に帰属し，エー・ライツはこれを自由に利用及び処分できる（本件マネジメント契約書5条）。

オ 本件マネジメント契約に基づく所属タレントの芸能活動，エー・ライツによる芸能活動の利用及び第三者に対する利用許諾等によって発生する一切の対価は，別段の書面による同意がない限り，全てエー・ライツに帰属する（本件マネジメント契約書6条）。エー・ライツは，所属タレントに対し，上記対価のうち，60%を支払う（同7条1項）。

カ 芸能活動を行うために必要となる費用のうち，交通費は所属タレントが自ら負担するが，それ以外はエー・ライツが全て負担する（本件マネジメント契約書8条1項，2項）。

(3) 芸能スクールに関する相談事例等

ア 被告の本件スクールに関して，平成26年4月1日から平成30年4月30日までの間に，全国の消費生活センターに対し，オーディション合格者から，レッスンの解約，支払済みの金員の返金等に関する相談が，59件寄せられていた（甲10）。

イ 本件スクールの元受講生が，被告及びエー・ライツに対し，入学時諸費用及び月謝の返金を求めた事例について，平成26年，東京都消費者被害救済委員会によるあっせんが行われ，被告及びエー・ライツが当該元受講生に対し，42万円を連帯して支払う旨の合意が成立した（甲11）。

ウ 東京都内の消費者生活センターには，オーディションを契機としたタレ

ント・モデル契約に関するトラブルの相談が多数寄せられており、消費者の解約申出にあたり事業者側が返金に応じないという内容の相談もある。東京都消費生活総合センターは、そのホームページ上に、タレント事務所でオーディションの合格を告げられ、タレントになるために必要として高額な費用がかかるレッスン契約等を勧められても、すぐに契約せず、慎重に検討すべき旨の注意喚起を掲載している（甲34）。

2 争点(1) (被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か) について

(1) 消費者契約法は、「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいい（2条3項）、「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう（同条1項）と規定している。

そして、「事業として…契約の当事者となる場合」とは、事業目的そのものを対象とする取引の契約当事者となる場合のように、契約の当事者となる主体自らが当該契約を反復継続して行う意図で行う場合をいい、「事業のために契約の当事者となる場合」とは、事業目的を達成するために必要な契約の当事者となる場合のように、自らの事業の用に供するために契約の当事者となる場合をいうと解される。

(2) これを本件についてみると、前提事実及び認定事実によれば、次のとおり指摘することができる。

ア 本件スクールに入学する受講生は、被告との間で本件受講契約を締結する者であるところ、本件受講契約の内容等（前提事実(2)参照）に鑑みれば、受講生が個人であることは明らかである。

イ 本件スクールへの入学及び在籍を目的とする本件受講契約を事業目的そのものとし、これを反復継続して行う意図で締結する受講生は想定し難いから、上記受講生による本件受講契約の締結は「事業として…契約の当事

者となる場合」に該当しない。

ウ 本件スクールに入学する年間約1500人ないし2000人の受講生は、形式上、エー・ライツとの間でマネジメント契約を締結しているが（認定事実(1)ア，(2)），その大半はごくわずかな芸能活動の経験しか有しない者又は全く芸能活動の経験を有しない者であり（認定事実(1)ア），このうち1年間の就学期間を修了する者は半数程度である（認定事実(1)ウ）。さらに、本件スクールに入学した受講生は、普通科であれば、俳優コース、歌手コース、声優コース、マルチタレントコース又はユーチューバーコースに分かれ、1年間にわたり所定のレッスンを受講し、理論や実技の指導を受けることになる（前提事実(2)）が、実際に本件スクール在学中又は卒業後に自身の名を示して俳優等の活動に従事できる者は、一部の受講生に限られている（認定事実(1)ウ）。

したがって、本件スクールに入学する受講生の大半は、その入学前、在学中及び卒業後を通じて、事業と評価できるほどの芸能活動を行っていないのであるから、受講生がエー・ライツとの間でマネジメント契約を締結しており、その一部には事業と評価できるほどの芸能活動を行っている者がいたとしても、このことをもって直ちに、受講生による本件受講契約の締結が一概に芸能活動という事業目的を達成するため（当該事業の用に供するため）に本件受講契約の当事者になったと評価することはできず、

「事業のために契約の当事者となる場合」に該当しない。

(3) 以上の事情を総合すれば、本件受講契約を締結する大半の受講生は、消費者であると認められる。そして、被告は、現在も多数の受講生との間で本件学則を用いて本件受講契約を締結し、本件スクールに入学させているのであるから、不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあると認められる。

(4) これに対し、被告は、①本件スクールに入学する受講生は、芸能活動とい

う事業目的を達成するために本件受講契約を締結すること、②本件スクールに入学する受講生は、事業の準備から開業ないし遂行に至る段階を分けると、既に開業しているか、開業に向けた具体的準備を行っている段階にあることから、受講生による本件受講契約の締結が「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」に該当すると主張する。

しかし、上記(2)・(3)のとおり、本件スクールに入学する受講生の大半は、事業と評価できるほどの芸能活動を行っていないのであり、受講生による本件受講契約の締結が「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」に該当するとはいえないから、被告の上記主張は、採用することができない。

3 争点(2) (本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か) について

(1) 前提事実及び認定事実並びに弁論の全趣旨によれば、入学時諸費用の性質につき、次のとおり指摘することができる。

ア 本件スクールに入学する受講生は、本件スクールが認定したプロダクションの推薦を受けることが入学条件とされ(本件学則14条1項)、入学手続書類の提出に加え、入学時諸費用38万円及び月謝1か月分3万円を支払うことが入学許可の条件とされている(本件学則15条1項～3項、21条1項及び2項、22条1項。前提事実(2))。

現に本件スクールに入学する受講生は、エー・ライツが開催するオーディションに最終合格した後、エー・ライツとの間で本件マネジメント契約を締結し、エー・ライツの推薦を受けて本件スクールに入学するものであり(認定事実(1)ア・イ)、入学後は、俳優コース、歌手コース、声優コース、マルチタレントコース又はユーチューバーコースに分かれ、1年間にわたり所定のレッスンを受講することにより、本件スクールの講師から理論や実技の指導を受けることができるのである(前提事実(2))。

したがって、本件スクールに入学した受講生は、上記のような選抜過程

を経たものであり、少なくとも1年間にわたり本件スクールの講師から芸能活動に役立つ理論や実技の指導を受けることができる地位を取得するのであるから、その地位自体に一定の経済的価値があるというべきである。

5 イ 上記アのように入学時諸費用38万円の支払が本件スクールの入学条件とされているのは、本件スクールの就学期間が1年間と長期にわたるため、被告において受講生の真摯な入校意思を確認する目的のほか、入学に伴って必要な被告側の手続、準備のための諸経費に充てる目的のためとされている（令和2年1月20日付け被告準備書面8・3～4頁、令和3年3月22日付け被告最終準備書面20頁等参照）。

10 もっとも、本件スクールの月謝は3万円とされ、就学期間である1年間の月謝総額は36万円であること（前提事実(2)イ、エ）からすると、上記入学時諸費用の額は、就学期間の月謝総額を超えており、被告から未だ役務の提供されていない入学時に納入する金員としては相当高額である。

15 また、本件スクールは、入学者数の定員の定めはなく、年間を通じて行われるオーディションによって随時受講生を入学させている（認定事実(1)ア、ウ）。そのため、1人の受講生が就学期間中に退学した場合、被告が提供すべき役務の内容（本件スクールの講師による芸能活動に役立つ理論や実技の指導等）に影響を与える可能性があることは否定し難いが、被告は、上記可能性を踏まえ、一定数の受講生が就学期間中に退学することを想定して本件スクールにおける人的物的教育設備の整備等を行っているものと推認することができる。

20 ウ 以上の諸点を総合すれば、上記アの入学時諸費用は、本件スクールの受講生としての地位を取得するための対価としての性質を有する部分（以下「本件権利金部分」という。）だけでなく、被告が提供する役務に対する実質的な対価（月謝）に相当する部分も含むものであるとするのが相当であり、本件権利金部分は被告において受講生を受け入れるための手続等に

要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。

そうすると、本件権利金部分については、その納付をもって受講生は本件スクールの受講生としての地位を取得するから、その後に本件受講契約が解除されるなどしても、被告がその返還義務を負う理由はないというべきである。そして、上記諸事情に照らすと、本件権利金部分は、12万円と認めるのが相当である。

エ これに対し、上記アの入学時諸費用中、本件権利金部分を除いた部分（以下「本件費用等部分」という。）は、被告が提供する役務に対する実質的な対価（月謝）に相当する部分である。本件受講契約が解除された場合には、当該解除後は、被告から役務の提供等を受ける機会がないのであるから、特約のない限り、被告が提供する役務に対する実質的な対価（月謝）に相当する部分を被告が取得する根拠を欠くといえる。

(2) 以上によれば、本件スクールに入学する受講生が支払う入学時諸費用のうち、本件スクールの受講生としての地位に取得するための対価としての性質を有する部分（本件権利金部分）は、上記(1)ウのとおり、その納付後に本件受講契約が解除されるなどしても、その性質上被告がその返還義務を負うものではないから、本件不返還条項のうち本件権利金部分に関する部分は、注意的な定めすぎないというべきである。

これに対し、本件不返還条項のうち本件費用等部分に関する部分は、本件受講契約が解除された場合に本来は被告が返還すべきものに相当する額の金員を被告が取得することを定めた合意であり、被告が被る可能性のある有形、無形の損失又は不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するものということが出来るから、本件受講契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するものと解するのが相当である。

したがって、本件不返還条項のうち本件費用等部分に関する部分（具体的には、12万円（本件権利金部分）を超えて返還を要しないとする部分）は、

「消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項」
(消費者契約法9条1号)に該当するというべきである。

(3) これに対し、原告は、前記第2の4(2)(原告の主張)のとおり、入学時諸費用には返還不要とされる権利金としての性格はない旨を主張するが、原告の上記主張を採用することができないことは、前記(1)及び(2)で説示したとおりである。

(4) また、被告は、前記第2の4(2)(被告の主張)のとおり、本件不返還条項は、その全部が「消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当しない旨を主張する。

しかしながら、本件スクールに入学する受講生が支払う入学時諸費用は、前記(1)及び(2)で説示したところに照らし、その全部が本件スクールの受講生としての地位に取得するための対価としての性質を有する部分(本件権利金部分)であるとは認め難いのであり、被告の上記主張は、採用することができない。

4 争点(3)(本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分の有無)について

(1) 消費者契約法9条1号の規定により、本件不返還条項のうち本件費用等部分に関する部分は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」(以下「平均的な損害」という。)を超える部分が無効とされるところ、本件受講契約の解除に伴い被告が生ずべき平均的な損害は、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解される。

(2) これを本件について平均的な損害に関する被告の主張を踏まえて検討すると、次のとおりである。

ア エー・ライツに対する手数料について

被告は、受講生の紹介を受けているエー・ライツに対し、受講生1人当

たり31万8888円の手数料を支払っているため、当該手数料相当額の損害が本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき損害に当たると主張する。

しかしながら、上記手数料は、前記第2の4(3) (被告の主張) ア(ア)の被告の主張に照らすと、エー・ライツによるオーディションの勧誘及びその実施の対価として交付されているものであるから、その実質は宣伝広告費であり、本件受講契約を解除した受講者だけでなく、その他の受講者との関係においても被告の業務遂行のために生ずる一般的な費用とみるのが相当である。

そうすると、上記手数料は、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害とはいえず、平均的な損害には該当しないというべきである。被告の上記主張は、採用することができない。

イ 業務委託費用について

被告は、株式会社カートエンターテイメントに対し、講師の派遣等を委託しており、その対価として、受講生1人が入学するごとに3万円を支払うほか、劇団トワイライトムーン株式会社に対し、入学対応指導業務等を委託しており、その対価として、受講生1人当たり2万円を支払っており、これらの業務委託費用が本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害に当たると主張する。

しかし、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①株式会社カートエンターテイメントが行う業務は、本件スクールの運営に係る実務と所属タレントとの派遣及び講師のあっせんであるから(乙44)、要するに、被告が定めるカリキュラム等に沿って必要となる講師等を派遣すること等であり、②劇団トワイライトムーン株式会社が行う業務も、生徒を獲得する入校対応についての被告の従業員に対する指導等である(乙45)と認められる。以上の事実によれば、これらの業務委託費用は、本件受講契約を解

除した受講者だけでなく、その他の受講生との関係においても被告の業務遂行のために生ずる一般的な費用であり、単にその支払額を個々の受講者の入学を基準に算定しているものにすぎない。

そうすると、このような業務委託費用は、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害とはいえ、平均的な損害には該当しないというべきである。被告の上記主張は、採用することができない。

ウ 入学対応のための人件費について

被告は、本件スクールに入学する受講生の対応のために要する人件費が、本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害に当たると主張する。

しかしながら、仮に本件スクール本校の新人開発室所属の従業員や大阪校、福岡校及び札幌校の従業員が入学対応の業務を行っていたとしても、このような業務は、本件受講契約を解除した受講生のみならず、その他の受講生との関係においても行われるものであり、そのための人件費は、被告の業務遂行のために生ずる一般的な費用であるといわざるを得ない。そうすると、これは、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害とはいえ、平均的な損害に該当しないし、少なくとも本件受講契約を解除した受講生の入学手続に要した人件費については、本件権利金部分が充当されたものというべきである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

エ 教材写真撮影委託費用について

証拠（乙43、53、証人森川）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、受講生が入学後レッスンを開始するまでの間に、受講生ごとに教材写真の撮影を行っているところ、直近決算期において被告がカメラマンに対して

支払った報酬等の合計が499万0902円であり、同期における入学者数が1983人であったことが認められる。

以上の事実によれば、宣材写真撮影委託費用は、本件スクールに入学した個々の受講生との間で生じたものであるから、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害であり、平均的な損害に該当するというべきであり、その額は2516円であると認められる。

これに対し、原告は、本件スクールにおける宣材写真の撮影は、受講生がエー・ライツのタレントとして活動するためのものであって、本件スクールにおいて必要となるものではないなどとして、これが平均的な損害に該当しない旨を主張する。

しかしながら、芸能スクールの入学の際に宣材写真の撮影が行われることが特異なものであるとはいえず、同写真がプロダクションであるエー・ライツにおいて使用されることをもって上記認定を覆すものではない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

オ 教材費について

証拠（乙43、53、証人森川）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件スクールに入学した受講生に対し、パンフレット、入学申込書、レッスンガイド、テキスト、IDカード等の教材を支給しており、その費用が1人当たり595円であることが認められる。

以上の事実によれば、上記教材費は、本件スクールに入学した個々の受講生との間で生じたものであるから、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずると認められる損害であり、平均的な損害に該当するというべきであり、その額は595円であると認められる。

これに対し、原告は、上記教材費に入学事務費用でないものが含まれて

いる可能性がある旨を主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の上記主張は、採用することができない。

カ 入学対応のための賃料について

被告は、受講生の入学対応のためにも建物を賃貸しており、入学対応に対応する賃料負担額は、受講生1人当たり1万1077円であると主張する。

しかしながら、証拠（乙43、54）によれば、被告主張の建物は、本件スクールの校舎として賃借しているものと認められる。そうすると、上記賃料は、本件受講契約を解除した受講生のみならず、その他の受講生との関係においても被告の業務遂行のために生ずる一般的な費用であるから、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずる損害とはいえず、平均的な損害に該当しない。仮に本件受講契約を解除した受講生との入学対応に要した賃料があったとしても、このような賃料については、本件権利金部分が充当されたものというべきである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

キ 光熱費について

被告は、受講生の入学対応のためにも光熱費を支出しており、入学対応に対応する光熱費は、受講生1人当たり1617円であると主張する。

しかしながら、証拠（乙43）によれば、被告主張の光熱費は、本件スクールの各校舎で生じたものであると認められるから、被告の本件スクールにおける役務の提供により生じたものとみるのが自然であり、これが直ちに本件受講契約を解除した受講生の入学対応のために使用されたものであるとはいえない。そうすると、上記光熱費は、本件受講契約を解除した受講生のみならず、その他の受講生との関係においても被告の業務遂行のために生ずる一般的な費用であるから、1人の受講生と被告との本件受講

契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずる損害とはいえず、平均的な損害に該当しない。仮に本件受講契約を解除した受講生との入学対応に要した光熱費があったとしても、このような光熱費については、本件権利金部分が充当されたものというべきである。

5 したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

ク ローン会社に対する保証金について

被告は、本件受講契約の締結に伴い、入学金ローンを利用する者がいた場合、株式会社セディナに対し、ローン金額の3%を保証金として支払っており、直近決算期において被告が支払った保証金の合計額に同期における入学者数を除して得た額（2507円）は、本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害に当たると主張する。

しかしながら、被告の主張によっても、同社の入学金ローンを利用する者は、直近決算期において443人であって、同期における入学者数1983人の4分の1以下にすぎない。そうすると、仮に、本件受講契約の解除に伴い入学金ローンを利用した受講生との関係で保証金相当の損害が生じるとしても、それは、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずる損害とはいえず、平均的な損害には該当しない。

15 したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

20 ケ 履行利益について

被告は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」には、履行利益も含まれ、本件では、受講生から得られたであろう授業料（月謝）が履行利益として「平均的な損害」に含まれると主張する。

しかしながら、前提事実及び認定事実によれば、①本件スクールに入学する受講生は、その大半が随時実施されるエー・ライツのオーディションに最終合格した者であり、被告は、そのような受講生を随時本件スクール

に入学させていること（前提事実(2)、認定事実(1)ア）、②本件スクールの年間の入学者数は、1500人ないし2000人であり、このうち1年間の就学期間を満了するのは約半数程度であること（認定事実(1)ウ）からすると、受講生が本件受講契約を解除する場合において、当該受講生との関係において直ちにその就学期間の全部にわたり月謝が支払われる蓋然性があつたとは認め難い。

これらの事情に加え、前記3(1)イのとおり、被告が一定数の受講生が就学期間中に退学することを想定して本件スクールにおける人的物的教育設備の整備等を行っているものと推認することができることに照らせば、被告主張の履行利益（受講生から得られたであろう月謝）は、1人の受講生と被告との本件受講契約が解除されることによって被告に一般的、客観的に生ずる損害とはいえず、平均的な損害に該当しない。

(3) 以上の諸事情に加え、証拠（甲37）によれば、被告は、従前入学時に納入される月謝以外の金員38万円の内訳を、入学金34万円、施設管理費2万円、教材費1万円、事務手数料1万円としていたことに照らすと、本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害は、被告主張の事情を最大限有利にしん酌しても、1万円を超えることはないというべきであり、同額と認めるのが相当である。

(4) 以上によれば、本件不返還条項のうち本件費用等部分に関する部分は、本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害に該当する1万円を超える部分が無効である。

5 争点(4)（原告の被告に対する差止請求権の行使が権利の濫用に該当し又は信義誠実の原則に反するか否か）について

被告は、前記第2の4(4)（被告の主張）のとおり、原告の被告に対する差止請求権の行使は信義誠実の原則違反又は権利の濫用に当たると主張する。

しかしながら、適格消費者団体が、従前は差止請求権を行使していなかった

5 条項について、その取扱いを改めて同請求権を行使したとしても、それが直ちに権利の濫用又は信義誠実の原則に反するものでないことは明らかである。また、入学金ないし入学時諸費用の不返還条項の有効性については、当該金員を設定する事業者の事業内容、金員の性質、金額の多寡等が異なり得るのであって、従前の事例において原告ないし他の適格消費者団体が行った差止請求権の事例と、本件が同一であるともいえない（なお、本件不返還条項の消費者契約法9条該当性につき、被告が主張するような個別具体的な事情を考慮するまでもなく判断することができることは、前記2～4で説示したとおりである。）。さらに、芸能スクールについては、オーディションを契機としたトラブルの相談が、東京都ないし全国の消費生活センターに多数寄せられており（認定事実10 (3)）、このような状況の下、消費者問題の一環として原告が提起した本件不返還条項の差止請求が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に当たるとはいえない。

また、原告作成の書面（甲8の1）が消費者契約法41条1項の書面に該当することは、その記載内容（甲8の1）に照らして明らかであり、原告がP I O—NET情報（甲10）を書証として提出したことがその目的外使用であるともいえない。

したがって、被告の上記主張は、その前提を欠くというべきであり、採用することができない。

6 差止めの範囲及び措置の内容について

20 以上によれば、本件不返還条項を内容とする意思表示の差止請求については、本件不返還条項のうち、①本件権利金部分（12万円）に関する部分は、「消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たらず、②本件費用等部分に関する部分（入学時諸費用38万円で、上記①の12万円を超える部分）は、消費者契約法9条1号の規定により1万円を超える部分が無効であるから、消費者契約法12条3項に基づき、退学等の際に既に25 納入している入学時諸費用を13万円を超えて返還しない旨の条項を内容とす

る意思表示の差止めを求める限度で、理由がある。

また、本件不返還条項を内容とする契約書、学則等の廃棄措置及び従業員ら
に対する周知徹底措置をとることを求める請求については、上記意思表示が記
載された契約書、約款、学則その他一切の表示の破棄及び従業員らに対する周
知徹底措置は、当該行為の停止又は予防に必要な措置といえるから、上記意思
表示に関する限度で、理由がある。

第4 結論

よって、原告の請求は、上記第3の6で説示した限度で理由があるから一部
認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。
なお、仮執行宣言については、相当でないから、これを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官

林 史高

裁判官秋山沙織及び同加賀谷友行は、転補のため、署名押印できない。

裁判長裁判官

林 史高

これは正本である。

令和3年6月10日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 中 越 紀代子

